| | | 特別児童扶養手当 | 在宅障害児福祉手当 |
|------------------|-----|---|--|
| 受給できる方 | | 精神、知的または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を家庭において養育している方 | |
| 対象児童 | 1 級 | ・身体障害者手帳の判定がおおむね1級または2級程度に該当する児童 ・療育手帳の判定が (A)・A 程度の知的障がいまたは同程度の精神障がいがある児童 | 特別児童扶養手当の受給対象に該当する児童(障害児福祉手当を支給されている児童を除く) |
| | 2 級 | ・身体障害者手帳の判定がおおむね3級程度 に該当する児童・療育手帳の判定がB程度の知的障がいまた は同程度の精神障がいがある児童 | |
| 手当の額 | | 1級 月額 52,200円 2級 月額 34,770円 | 特別児童扶養手当1級に該当する程度の方 月額 4,000円 特別児童扶養手当2級に該当する程度の方 月額 2,500円 |
| 手当の支給日 (口座振込) | | 4月、8月、11月(各月11日) | 9月、3月(各月25日) |
| 所得状況届 | | 毎年8月12日~9月11日までの間に提出してください。 ※所得状況届が必要な方には、所得状況届の詳細について通知しますので、通知を確認のうえ手続きをしてください。この届を提出しないと、手当が受けられなくなります。なお、2年間提出をしない場合は、受給資格がなくなることがあります。 | |

| | 特別障害者手当 | 障害児福祉手当 |
|------------------|--|--|
| 受給できる方 | 在宅の方で、身体または精神の障がいが重複または最重度の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の方 | 在宅の方で、身体または精神の障がいが重度の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする 20 歳未満の方 |
| 手当の額 | 月額 27,200 円 | 月額 14,790 円 |
| 手当の支給日 (口座振込) | 5月、8月、11月、2月(各月10日) | |
| 所得状況届 | 毎年8月12日~9月11日までの間に提出してください。 ※この届を提出しないと、受給資格がなくなることがあります。 | |

■お問合せ 社会福祉課 ☎0297(21)2190